

令和5年度事業計画

自令和5年4月～至令和6年3月

第1 基本認識

1 わが国の経済社会の動向

わが国経済について見ると、「景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。」「先行きについては、ウイズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要がある。」(令和5年2月21日 内閣府月例経済報告)とされている。

住宅需要については、昨年以降、諸物価の高騰等の影響がみられるようになっており、令和4年の新設住宅着工は、総数で860千戸、前年比100.4%と総数が維持され、分譲が前年比104.7%、賃貸が前年比107.4%と伸びたが、持家は前年比88.7%と減少し、木造住宅は478千戸で前年比95.1%と減少するなど厳しい状況となった。

新型コロナウイルス感染症の早期終息並びに令和4年度補正予算及び令和5年度予算・税制改正などにより、景気が早期に回復することを期待する。また、昨年2月に勃発したロシアによるウクライナ侵攻が今後の世界経済に及ぼす影響、金融市場の動向が世界の景気に及ぼす影響について注視していく必要がある。

2 森林・林業・木材産業を巡る状況

- (1) 国連においてSDGs(持続可能な開発目標)が採択され、環境・社会・経済の持続性への取組が一層重要視されるようになった。我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする「2050年カーボンニュートラル」を表明しており、令和3年10月22日に閣議決定された地球温暖化対策計画では、2030年度の新たな森林吸収目標約38百万CO₂トン(2013年度総排出量比約2.7%)の達成を目指すこととされた。脱炭素社会の実現に向け、森林・林業・木材産業の役割や国産材の利用が従来に増して期待されている。
- (2) 令和3年6月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画では、基本方針として、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050年カーボンニュートラルも見すえた豊かな社会経済を実現する「グリーン成長」が打ち出された。林産物については、令和12年の木材の総需要量を87百万m³と見通し、国産材の供給量の目標を42百万m³と設定している。林産物の供給及び利用の確保に関する政策として、原木の安定供給、木材の生産流通の効率化、大規模工場等における「国際競争力」の強化、中小製材工場等における「地場競争力」の強化、JAS製品の供給促進、国産材比率の低い分野への利用促進、都市等における木材利用の促進、生活関連分野等における木材利用の促進、木質バイオマスの利用、木材等の輸出促進、消費者等の理解の醸成に取り組むこと等が示された。

(3) 「公共建築物等木材利用促進法」が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正され、令和 3 年 10 月 1 日に施行された。法律の対象が公共建築物から建築物一般に拡大され、都市等における木材利用の推進、中高層建築、商業施設、学校等の木造・木質化を通じて木材需要の拡大が期待される。

国産材や木造建築に関心が高まっているこの時期にこそ、消費者や建築関係者等との連携を深め住宅・非住宅分野において、積極的な木材利用に取り組むことが重要である。

- (4) 令和 4 年 6 月 17 日に建築物省エネ法及び建築基準法等が改正され、住宅・建築物の省エネ対策の加速と防火規制の合理化等による木材利用の促進が図られることとなった。
- (5) 森林環境税が令和 6 年度から施行(賦課徴収)されることを踏まえ、木材関係者は、脱炭素社会の実現に向けた森林や木材利用の意義、木造建築の良さを積極的に発信することが求められている。また、山元への利益還元を通じて、再生林の確保と資源の循環利用の実現に貢献していくことが重要である。
- (6) 木質バイオマス発電施設等への木質バイオマスの供給体制づくり、違法伐採対策推進のため、“クリーンウッド法”への適切な対応と併せ、合法証明木材・木製品の供給体制整備並びに信頼性の維持・向上等情勢に応じ、適切に取り組む必要がある。また、クリーンウッド法については、施行後 5 年を経過し、見直しの検討が進められている。
- (7) 木材輸出については、海外の資源事情の変化や日本産木材への評価の高まり等により、近年、国産材輸出は増加傾向にある。国内及び国際的な木材需給の状況を踏まえつつ、丸太だけでなく国産製材品等の輸出促進にも、積極的に取り組む必要がある。
- (8) 国の令和 5 年度予算及び令和 4 年度補正予算では、森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けて、① 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策等(林業・木材産業循環成長対策、建築用木材供給・利用強化対策、木材需要の創出・輸出力強化対策、「新しい林業」に向けた林業経営育成対策、カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策)、② 国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策、③ 林業デジタル・イノベーション総合対策、④ 林業・木材産業における「人への投資」総合対策等が実施されている。

以上の情勢及び施策の具体化を踏まえ、木材市場としては、情報発信、集荷、需給調整機能等を発揮して、地域の関係者とともに国産材の安定供給体制の整備、住宅・非住宅分野における積極的な木材利用に取り組むことが重要である。

このような基本認識に立ち、当連盟は次の事項に重点的に取り組むこととする。

ア 地球温暖化防止等に貢献する木材利用を通じた SDGs やカーボンニュートラルの実現

イ 非住宅及び都市部等での木材利用拡大のための法律・制度見直し等への協力・支援

ウ 合法木材・品質の確かな JAS 製材品等の宣伝・普及及び安定供給体制の整備

エ 林業・木材産業成長産業化に向け、市場機能の高度発揮及び ICT 活用等による生産流通

改革、山元への利益還元を通じた国産材の安定供給体制構築のための取組

オ 行政・議会等への各種提言活動と制度改正等への取組

カ 安全衛生対策の徹底による安全安心な市場・職場環境の整備

第2 事業計画

1 SDGs、地球温暖化防止等に寄与する木材利用拡大等の取組

- (1) 木材と建築、消費者等をつなぐ人材育成のための木材アドバイザー講習会の充実
 - ・SDGs等環境問題、木材・建築等の知識を身につけ、木の良さを理解し普及できる人材の育成及び建築士会 CPD 等との連携を含めた有効活用等への取組
- (2) 「全市連木材 PR 月間」及び「森林環境譲与税」等を活用した効果的な PR 活動等の推進
 - ・SDGs、カーボンニュートラル等に寄与する森林の役割、木材利用等の意義について PR
 - ・市場施設等も活用し、木工教室等を通じた一般消費者等も含めた効果的な PR 活動の推進
 - ・木材の性質や種類にかかる正しい知識の普及と木材利用事例の情報提供
 - ・木材小売業、大工・工務店及び建築士並びに「森林を守るために共に行動する企業」等との連携による「木材利用」の積極的な PR 等
 - ・森林環境譲与税を活用した建築物の木造化・内装の木質化への働きかけ
- (3) 海外市場への国産材の輸出促進
 - ・北米等新たな市場を含めた海外市場等に関する情報・知識の収集と国産材輸出の促進
- (4) 公共建築物、商業施設、福祉施設及び中高層建築物等や公園、道路、歩道など街づくり、都市部での木造・木質化のため、都市の木造化推進協議会及び同議員連盟等と連携した取組

2 合法木材及び品質の確かな木材製品等の安定供給体制の整備

- (1) 合法木材等の供給体制整備と信頼性の維持・向上
 - ・クリーンウッド法に基づく合法木材及び木質バイオマスの供給体制の整備
 - ・合法木材・木質バイオマス証明の信頼性の維持・向上のため、ガイドラインの徹底等の研修会、現地確認等を含めたモニタリング体制等への参加
- (2) JAS 製材品、乾燥材などの流通拡大
 - ・設計者や大工・工務店等に対する JAS 製材品の PR
 - ・生産者との連携による JAS 製材品の供給体制づくり
 - ・林野庁の JAS 製材品普及関連事業等への協力
 - ・関係団体と連携した、新たな JAS 認定工場への JAS 展出品への働き掛け
- (3) 森林認証制度、木材ラベリングへの適切な対応

3 林業成長産業化にむけた木材の安定供給体制の整備及びコーディネート機能の発揮

- (1) 地域で必要な木材の安定供給
 - ・建築用材の安定供給体制の強化、地域の課題解決に向けた事業等への積極的な参加、国産材の安定供給体制構築に向けた需給情報共有化のための取組への協力
 - ・ICT を活用した木材の生産流通管理等の効率化を含む、伐採から再生林・保育に至る収支のプラス転換を目指す「新しい林業」の取組への協力
 - ・地域の製材工場、伝統工芸加工業等へのきめ細かな販売
 - ・国有林との連携及び販売制度等の活用
- (2) 大口需要・広域流通に向けた取引規模の拡大と取引の効率化

- ・市場等相互間の連携、素材生産及び製材等との連携強化等による取引規模の拡大、統一規格による仕分、IT 活用等による取引の効率化の推進

(3) 木材の付加価値向上に向けた取組

- ・素材生産、製材・加工及び建築・設計分野並びに行政等との連携による地域特産材の生産販売と商品開発
- ・有利販売につながる採材、仕分けの徹底

(4) 優良木材展示会等の開催

- ・新たなブランド材等も対象にした全国優良木材展示会、国産材地方展示即売会の開催
- ・地域の林業・木材関係者との連携による個々の市場の特色を生かした、あるいは、地域の複数市場の連携による特別市の積極的な開催

(5) 林業・木材産業関連7団体による共同行動宣言「時代の要請に応える国産材の安定供給体制の構築に向けて」の実施による、国産材の安定的かつ持続的な供給体制の実現

(6) 災害時における木造仮設住宅への部材供給体制の整備に向けた取組

4 各種提言活動と制度改正等への取組

(1) 行政・議会等への木材利用、木材流通の推進等に資する各種提言活動

(2) 木づかいの取組など、各種の木材利用促進活動への積極的な参加

(3) 関連する税制改正への取組

- ・軽油引き取り税免税措置等木材産業、林業関係税制の維持・改善
- ・住宅、土地税制の改善

(4) 経営安定化のための金融制度の改善・拡充

政府系金融機関の融資制度の充実強化及び信用制度の充実

(5) 中小企業関係諸制度への対応

(6) 都市の木材化推進協議会等関係団体及び同議員連盟等との連携強化

(7) 大震災・原発事故関連及び風水害等への対応

- ・放射能に関する正しい知識の普及
- ・風評被害対策等への協力と地域材の利用拡大

5 安全安心な市場・職場環境の整備と雇用対策等の推進

(1) 労働安全衛生対策、雇用対策の推進

- ・新型コロナウイルス感染症対策の徹底、感染拡大防止への積極的協力
- ・職場環境の整備と労働安全対策の徹底による車両・墜落等労働災害の未然防止
- ・働き方改革を総合的に推進するための具体的な取組の強化
- ・諸制度の活用による雇用対策の推進

(2) 福利厚生事業の充実確保

- ・全市連福祉共済制度の PR 及び一層の加入促進、増口運動の展開等と高齢化に対応する「悠々コース」の活用促進

6. 事務・業務の改善と加盟促進及び調査・研究等の推進

- (1) 連盟総会・理事会等での行政の御指導と支部総会・意見交換会等での行政の御指導等を要請するなど、行政との連携の強化
- (2) Web 会議を活用した会議開催の合理化、E-mail の活用等による事務局運営の効率化・簡素化、各種支出の効率化による財務改善
- (3) E-mailの活用、全市連ホームページ(「会員の掲示板」)の活用等による、会員への迅速な情報提供、会員サービスの向上、情報連絡体制の充実及び連盟運営への会員の意向等の把握強化とその反映
- (4) 木材市場・共販所・木材センターの現状把握と連盟未加入市場の加入促進働き掛けの継続
- (5) 「原木部会」及び「製品部会」開催による課題の把握とその対応策等の検討及び会員への情報提供並びに行政等への働きかけ
- (6) 木材の需給動向・流通構造の変化等についての調査・研究への取組
- (7) 全市連ホームページ及び全市連時報その他の資料の活用、並びに関係団体との連携により、木の良さ、木材利用、木材市況、各種施策、会員の活動等の情報を迅速に発信
- (8) インボイス制度導入に対応した会員への情報提供と行政との連携強化